

## 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における公正な研究活動及び 研究費の適正な使用に関する行動規範

神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）の公正な研究活動を今後とも確保・充実していくためには、本学の研究者とこれを支援する者（教職員及び学生等の身分を問わない。）（以下「研究者等」という。）が、関係法令及び学内規程等を遵守し、常に自らの行動を律することが重要である。

研究者等は職種に関わらず、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止に取り組み、社会に対して研究の実施、研究費の使用に関する説明責任があることを十分自覚して、その透明性の確保・向上に努めなければならない。

その自覚の下に、研究者等は、次に掲げる項目を研究活動等に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

1. 研究者等は、関係法令及び学内規程等を遵守し、廉潔性を以って業務を遂行しなければならない。
2. 研究者等は、研究費の公共性を常に自覚し、行動しなければならない。
3. 研究者等は、研究活動等について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、利害関係者への対応に細心の注意を払い、節度をもって行動しなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。
4. 研究者等は、自らの業務を適正に遂行するとともに、本学関係部署間との円滑なコミュニケーションを図り、相互協力の下、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止に努めなければならない。
5. 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用またはその恐れがあることを知った研究者等は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。